

土砂留役人と農民

——淀川・大和川流域における——

水 本 邦 彦

【要約】 貞享元（一六八四）年、幕府の命によって、淀川・大和川、および関連諸河川流域における土砂流出防止を目的とした新制度が開始された。本制度は、関係地域近在の大名一名を、その管理担当者として任命、山城以下五ヶ国四一郡を郡毎に預けおくものであった。各大名の下における管理役人は、「土砂留奉行」「土砂留役人」などと呼ばれ、定期的に担当郡内を巡回し、土砂留場の保全にあたった。こうした、特定大名の任命、郡毎の管轄という本制度のシステムは、多くの村々に対して、自領主とは異なる大名役人の来村という事態をもたらし、関係地域農民は、在村しながら他藩家中の侍と日常的接触を持つこととなった。かかる状況の到来は、原則としての村方自普請、役人来村に際しての接待、草芝刈停止による生産活動への抵触などと共に、当該地域居住農民の生活史の上で、大きな画期となるものであった。

史料 六四卷五号 一九八一年九月

はじめに

近世の農民生活の諸相を具体的に描こうとする場合、問題となることの一つに侍の来村がある。兵農分離下の近世社会にあって、いったい侍はどの程度在地に出向くのか。農民は村にあってどの位侍と接するか。こうした疑問はあまりに素朴なことのように思われるが、よく考えてみると、近世社会の特質を最も具体的、日常的側面で捉えるために必要な設問の一つである。

かかる関心から、とりあえず手近にある庄屋日記より、侍の来村を拾ってみた。^①（表1）がそれである。利用した日記は、河内国河内郡日下村（現在東大阪市日下）の庄屋の手になるもので、サンプルとした時期の領主の違いによって、享

〈表1〉 侍の来村（日下村庄屋日記より）

享保14	1/16	伊藤清左衛門外2名（上野沼田藩本多氏大坂蔵屋敷役人），年礼に来村。
	3/16	土砂留奉行斎藤甚左衛門，本村通行。
	3/24	田村清蔵外2名（沼田藩大坂蔵屋敷役人）野崎参りのついでに自分（長右衛門）宅へ立寄る。
	4/ 5	田村清蔵内儀，吉田助左衛門（同上）姉，野崎参りのついでに，足軽・若党と共に自分宅へ立寄る。
	6/26～27	土砂留奉行多川彦右衛門一行11名来村，自分宅泊。
	閏 9/5	土砂留役人斎藤甚左衛門，本村通行。
	閏 9/8～9	検見衆吉田助左衛門等11名，自分宅泊。
享保15	1/21	本多与八郎外2名（大坂蔵屋敷役人），年礼に来村。
	9/22～23	検見役人衆吉田助左衛門等11名来村。作兵衛（庄屋）方に泊。
	10/ 5	土砂留役人斎藤甚左衛門・中茂兵衛来村。 （この年日記記述は10/29まで）
享保20	7/ 6	幕府代官平岡彦兵衛手代和田信左衛門等，田畑水入見分。
	9/21～22	小検見衆岸源助等（代官平岡の手代々）来村見分。作兵衛方泊。
	9/24	土砂留役人山口恒右衛門来村，昼食。
	9/25	平岡彦兵衛御添和田喜三郎当村検見。
	9/29	平岡午之丞（代官見習）一行当村検見。
享保21	2/晦	久下藤十郎（幕府代官），平岡彦兵衛，自分宅訪問。
	6/17	後藤勇助等（代官手代々）水下痛の稲毛，霖雨痛の木綿見分。 （7/16 平岡彦兵衛死去。8/20 平岡支配地千種清右衛門・疋田庄九郎へお預け。）
	6/27	土砂留奉行坂井吉兵衛御廻り。
	9/20	元平岡代官所添北条三郎左衛門来村，検見。
	9/29	土砂留奉行山口恒右衛門通行。
	10/ 3～4	幕府代官疋田庄九郎来村，泊。上下13人。
	10/ 4	疋田手代・千種手代小検見に来村。
	10/ 6	添北条三郎左衛門来村検見，昼食。

保一四（一七二九）年、同一五年は上野国沼田藩（本多氏）大坂蔵屋敷の侍、また同二〇（一七三五）年、二一年は幕府代官の来村が中心となっている。もちろん、これはほんの一例に過ぎないのであるが、それにしても、近世農民が村にあって侍と接触する機会は、極めて少なかったといえよう。

ところで、本表を見て気付くことの一つに、「土砂留奉行」「土砂留役人」と称される侍の恒常的な来村がある。享保一四年には三回、同一五年一回（以上、同二〇年一回、同二一年二回と、毎年欠かさず廻って来ている。検見役人の毎秋の来村は、常識的にも想像のつくところであるが、彼等と並び、日下村農民に最も馴染み深かったに違いない、この「土砂留奉行」「土砂留役人」とはいったい何であろうか。

そこで、この「土砂留」に関する研究史を探ってみると、幾つかの先行研究を挙げることができ、またそれらによって、^②「土砂留」とは、洪水の原因となり河川交通の障害ともなる水源山地の土砂流出を防止すること、もしくはその手立て（植林、草木掘取り停止といった長期的措置から、杭柵留・石垣留等の直接的なものまで）を指すこと、また「土砂留奉行」「土砂留役人」とは、著名な寛文六（二六六）年の「山川掟」とも関わって、貞享元（一六八四）年より制度化された、淀川・大和川筋土砂留管理のための巡回役人に該当するものであったこと、などを知ることができる。ただ、従来の研究は或いは羅列的であったり、或るものは土砂留問題を主題としておらず、最も詳しい『明治以前日本土木史』もその性格上技術面に重点があるなど、「土砂留奉行」等の具体的業務や、その巡回を基礎付けた制度の特質把握は、未だ十分果されているとはいえない。

本稿は、冒頭の関心およびかかる研究史に鑑みて、日下村農民にとって、検見役人と並び身近な侍であった「土砂留奉行」「土砂留役人」を対象として取上げ、その業務や性格について考察し、あわせてその来村を規定した制度自体についても言及することを目的とする。

- ① 「河内国日下村元庄屋日記」。全一六冊（享保二―寛延四年）。うち一四冊は京大陳列館蔵、二冊は東大阪市加納森孝次氏所蔵。
- ② 池田圓男「明治維新前に於ける砂防事業」『水利と土木』第一巻六号、第二巻一号、一九二八、二九九年、『日本山林史』保護林篇（日本山林史刊行会、一九三四年）章六保安林系、『明治以前日本土木史』（岩波書店、一九三六年）第一編第三章、第九編第四章、堀井篤「淀川水系の治山治水と水害―その歴史的発達」（『歴史評論』四六、一九

五三年）、矢野義男「明治以前の砂防事業―京都大阪町奉行支配下の事業」（『河川』二三号、一九六五年）、池谷浩「砂防入門」（山海堂、一九七四年）第四章、塚本学「諸国山川掟について」（信州大学文学部『人文論集』第一三三号、一九七九年）、所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）第一篇第一章、野口陽一「治山技術の見直しと展望」（『山林』一一五九号、一九八〇年）など。

I 土砂留役人の来村をめぐって

本章では、先に取上げた日下村庄屋日記を始め、各種地方史料によって、土砂留役人（以下一括してこのように呼ぶ）

の来村、その業務、普請費用等の負担について分析する。

一 日記に見える土砂留役人

本節では、日下村庄屋日記のなかから関係記事を拾い、来村の具体相を瞥見したい。
一例として享保一四(一七二九)年度を取上げよう。^①

(三月十一日)

一来ル十六日、土砂留御奉行齋藤甚左衛門殿御廻リ被成(河内郡)御廻状廻ル、十五日豊浦泊、十六日善根寺泊

(三月十四日)

一土砂留御奉行齋藤甚左衛門殿、今晚池嶋村ニ御泊リ

(三月十五日)

一土砂留役齋藤甚左衛門殿、今晚豊浦四郎右衛門方ニ御泊、五兵衛竊ニ参(日下村庄屋)ハ

(三月十六日)

一土砂留御奉行齋藤甚左衛門殿、夜前豊浦村御泊ニ而今日善根寺へ

御移、善根寺ニ而昼飯、善根寺ニ而被成支度直ニ大坂へ御帰下リ

被成ハ、治助・治左衛門出向御礼ニ直ニ善根寺へ参ハ

(日下村庄屋)

(六月二十四日)

一土砂留奉行多川彦右衛門殿、廿六日日下村ニ御泊リ之御廻状廻ル

(六月二十五日)

一明廿六日晚、多川彦右衛門殿日下ニ御泊リ故、朝間ニ作兵衛と会

所へ出、献立注文杯ハ、たし木工兵衛大坂へ遣ハ

(六月二十六日)

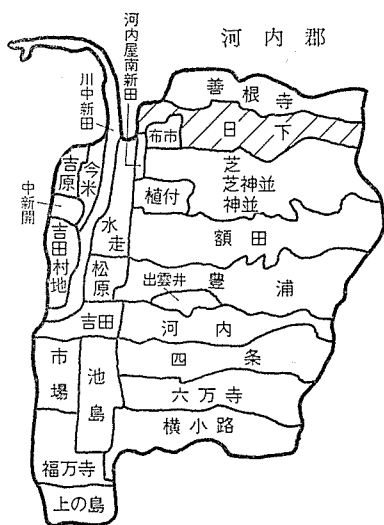
一多川彦右衛門殿、今晚大竹村御泊リ故、昼柄治左衛門遣ハ

(六月二十七日)

一木工兵衛・八百や仁兵衛・さかいや三郎兵衛・久太郎、土砂留御

役人御泊リ之肴・青物持参ハ
一昼飯過、多川彦右衛門殿手前へ御着被成ハ、上下十老人有之ハ、
内侍老人中間三人合四人今日先へ夕飯給、岸和田へ被帰ハ、今晚長町迄出被泊ハ積リ也、残上下七人手前ニ被泊ハ、上御老人はか
り一汁三菜、残ハ一汁式菜也、目付も下通り同前也、岸和田へ帰リハ四人も、食事不持ニ被帰ハ
奥間ニ彦右衛門殿、中ノ間ニ三人、供部屋ニ三人被泊ハ、作兵衛・治助・五兵衛・治左衛門相詰被申ハ

〈図1〉 日下村周辺の村々



『大阪百年史』付図より

一内夫手前之家来不残、新兵衛・長七・おきち

一今朝間ニ人足かけ、坪ノ内、^{（背戸）}セと、かと掃除為致し

一^{（六月二十七日）}朝飯後、多川彦右衛門殿大坂へ御立ニ而り、甚助・伊左衛門駕籠ニ参り、忠兵衛馬荷物つけ送り申し

彦右衛門殿御立而、庄や・年寄朝飯給、九つ時迄休被帰し、^{（中略）}屋柄さかいや三郎兵衛・八百や仁兵衛・茂兵衛・木工兵衛・

次郎兵衛と酒吞申し、三郎兵衛・仁兵衛今晚も泊り申し

^{（九月二十七日）}一土砂留奉行斎藤甚左衛門殿、壬戌月朔日御廻り之廻状廻ル、右平次ニ事伝善根寺へ渡し

一^{（閏九月二日）}土砂留奉行斎藤甚右衛門殿、今晚恩知村御泊

一^{（閏九月三日）}土砂留御奉行斎藤甚右衛門殿、^{（河内郡）}切川村ニ御泊

一^{（閏九月四日）}土砂留役人斎藤甚右衛門殿、^{（河内郡）}額田村ニ御泊、治左衛門遣し

一^{（閏九月五日）}土砂留役人斎藤甚左衛門殿、^{（河内郡）}鷺尾山へ御登、夫々当村、善根寺御通り神並村へ御帰、御昼飯過布市吉右衛門舟ニ而大坂へ御下りし、

神並村御泊り之旨ニ而り外、昼飯大坂へ御下りし、当村御通り之節、作兵衛・次左衛門・五兵衛罷出、神並昼飯へ作兵衛・五兵衛

礼ニ被参り、山之上御見分へ無之

一当夏多川彦右衛門殿御泊之節、御目付信貴武右衛門殿へ銀三匁渡し、岸和田安松屋喜右衛門方ノげとく丸調給し様ニ頼遣し外、此度

斎藤甚左衛門殿御廻リニ付、右丸薬事伝差越給し故、則礼状今日岸和田衆へ頼遣し

以上、享保一四年度日記に記された、土砂留役人関係記事を経て掲げた。これによれば、この年当該地域には、三月、

六月、閏九月と三回の巡回がなされたこと、うち六月は日記作者長右衛門宅が一行の宿となったこと、その際料理人を大

坂より招き、また肴・青物をも大坂で誂えたこと、などが知られる。さらに、閏九月五日条の解毒丸購入一件は、土砂留

役人との近付き度合を語るものとして興味深い。

このように、この日下村地域には、「土砂留奉行」「土砂留役人」と称される侍が恒常的に巡回しており、その来村頻

度等から見て、彼等は農民にとって馴染みの侍であった。^②

二 土砂留役人の業務

前節では、土砂留役人來村の様子を日記記事から見たのであるが、そこからは彼等の業務はあまり定かでなく、たとえば、「鷺尾山へ御登」とあるのみであった。そこで本節では、他地域の史料をも援用しつつ、彼等の業務について検討してみる。

(a) さて、土砂留役人関係史料を通覧し、彼等の業務を整理するならば、その中核は、砂防工事を要する場所の設定と、その地域の定期的巡回である。

① 一武庫川土砂留（中略）、松平遠江守様より役人新井藤助様、山口四郎左衛門様上下十七人つゝ、度々山々谷々御見分之上御普請所九拾八ヶ所被仰付、毎年三度宛御廻り被成（傍点引用者 以下同様）

（享保15・10 摂津有馬郡生瀬村「高反別差出帳」より）

② 以配符申入り、此度土砂留帳面相改（文化六巳年巳未）付、村々土砂留之内、左之ヶ条相改、当秋廻之節書附可差出

一新規築留出来之分 何ヶ所 長高如何程

一在来り築留 何ヶ所 長高如何程

一石堰 何ヶ所 長高如何程

一新手入場之分、何年々字何筋、芝・木苗植附之訳、并谷筋町数・巾間数相改可記

一同 一谷筋古所在之様子替り（場所所在之者、間数相改、其訳可記）

一年々仕来り替り（手入いたし）ハ、其訳可記

右ヶ条無之村方者、書付指出不及、已上

七月廿五日

八太寛兵衛

福富幸左衛門

（文政4・7 河内交野郡田口村「御触書并諸事控帳」^④より）

すなわち、史料①から明らかなように、彼等土砂留役人は、まず「山々谷々」を見分、普請必要箇所を設定し、その上で、当該箇所を定期的に巡回した。また史料②によれば、巡回に際しては、予め普請箇所に関する報告書を農民より提出させていたことも判る。

さて、定期的巡回において、彼等は必要に応じ普請に対する指示を与え、また巡回の都度農民から普請方入念の証文を取る。

① 覚

一河州丹南郡北野田村領山方、今度被成御指図松苗植付通、相残ル崩所近々念を入松苗植可仕付、為其証文如件

元禄七年戊ノ二月廿日

岡部美濃守様御内

近藤所左衛門様

北野田村庄盛

吉左衛門

年寄

間下至右衛門様

甚左衛門

（外二名略）

右ハ戊二月廿日御見分被成、証文被仰付けうつし

（河内丹南郡北野田村「御公儀様江上り写帳」^⑤より）

② 以配得申入付、前々々我等共春秋廻村之節、一紙証文印形乍致、証文面之趣不心得村々茂在之付様相聞付、依之証文面之写相廻付間、村々ニ而写置、已來心得違無之様得与相守、猶普請出情可致付、已上（追而書き略）

差上申砂留一札之事

一砂留之儀被仰付付通、山川枝谷川迄山崩申処、聊無油断、木苗・芝等植付柵仕付、猶又此度被遊御見分、御吟味之上、急度被仰付付趣、委細奉畏付、此上弥念入、砂留可仕付段被仰付無御座付場所御座付共、吟味仕、御普請仕、重而御廻之節其段可申上付、此已後若不念之所茂御坐付者、何分ニ茂曲事可被仰付、為後日依而如件

年号月日

村々

稲葉対馬守様御内

福富幸左衛門様

八太寛兵衛様

庄屋名印
年寄

(文政4・3 河内交野郡田口村「御触書并諸事控帳」^⑥より)

史料①は、土砂留役人の指示に基づき松苗を植えるべき旨の証文であり、史料②は、定期的巡回に際して提出すべき証文の雛形である。

(b) 土砂留役人の中心的業務は、右に挙げたがごとき普請箇所の定期的見分であるが、なおそれに加え、広く土砂留に関わる事項はすべて彼等の管轄に属する。

① 以配符申入外、此度大雨出水ニ付、土砂留山々普請場破損有之、并山崩等有之ニ付、我等共見分、来ル廿二日城州普賢寺郷々山

越、穂谷村領江向罷越外間、役人之内老人、人足四人召連領境へ出迎、普請場破損所、山崩等有之村々者猶更可致案内外(後略)

(享和二年)

七月十六日

(從番土砂留奉行)

井上六郎兵衛印

佐瀬矢柄印

(順路略)

右村々
庄屋
年寄中

(河内交野郡野村「御触書廻状留帳」^⑦より)

② 差上申一札^⑧

一当村字うすの肩と申所、百姓孫七郎と申者水車老頼願上外処、御見分之上土砂之構無御座外付被仰付、難有奉存外、此以後若土

砂指構ニ罷成外ハ、何時ニテも御指図次第取払可申付、為後日如斯御座外、以上
享保七年寅三月
河州河内郡芝村

水車主 孫七郎

同村年寄 伊左衛門

同村庄屋 庄右衛門

（岸和田藩土砂留奉行）
木村三右衛門様
（右）
多川彦左衛門様

③ 此度字法恩寺松尾山刈取方双方出入ニ付、我々共江高槻土砂 御奉行様々仲人取喰被為 仰付、其上御趣意御理解被為 仰下、
双方対談致和濟外趣左之通
（以下略）^④

史料①は、大雨出水に付き臨時に見分する旨触れており、彼等が定期的巡回以外にも、必要があれば出勤したことを示している。また、史料②は水車設置についての口上書であるが、土砂留役人による見分の事実を述べており、こうした事項のチェックも彼等の業務であったことが明らかとなる。さらに史料③は、文化一〇（一八一三）年、摂津豊島郡牧野庄六ヶ村と同郡新稲村との間における、入会地土砂留普請出入に際しての濟口証文冒頭部分である。文中「我々共」とは近隣石丸村等四ヶ村庄屋を指すが、引用中にあるように、彼等に対し、高槻藩土砂留奉行が仲人取喰いを命じている。土砂留役人は、かかる争論についての処理をも、その業務としていたのである。

以上、土砂留役人の業務について整理した。これを要するに、彼等は土砂留箇所 of 定期的巡回を中心に、土砂留に関わる諸々の事項全般の取扱い、管理を、その業務としていたといえよう。

三 工事費・接待費等の負担について

では、かかる砂防工事に要する諸経費や、役人来村に際しての接待費等は、誰の負担に関るものであったのか。本節ではこの点について見ておこう。

(a) まず、土砂留場普請についてであるが、これは原則として村方自普請であった。

- ① 一土砂留山方普請者、御料私領之百姓共自普請被仰付、普請之仕方へ、大名衆承之場所切役人差出申付
- ② 一土砂留場所之御見分ニ付、入用之竹木、諸色人足等之儀ハ村役ニ可差出旨、竹木・縄等ハ其所ニ寄少々宛入用も可有之、人足も両三人も可差出義と可有之

史料①は、^{〔大坂〕}「町奉行所旧記」より抄出された「川筋御用覚書」に見える一項であり、史料②は、幕府勘定所役人秋月紀

林等による、寛政二（一七九〇）年摂河等五ヶ国土砂留場巡見に際しての「村方申渡請証文」の一節である。^⑩ いずれにあってても土砂留場の普請は、「自普請」「村役」と、農民負担に拠ったことを述べている。なおこの点の補足として、負担についての地方の申合せを示しておく。^⑪

申合一札之事

一此度郡中山々、芝草等生立不申場所江ハ相応之品植置、惣而川筋江ハ砂不流落様手当可仕之旨御触有之（中略）

一右一件之人足ハ、惣而六ヶ村棟役ニ割合差出、過不足等も棟数ヲ以差引勘定可致事、但庄屋年寄之分除之

一右人足之外諸入用ハ、先格も有之ゆ条、六ヶ村高棟ニ割合之上、村々ニ而ハ惣而不時入用割方ニ准シ取計可申事

（後略）

これは、摂津豊島郡桜村等六ヶ村の、立会山土砂留普請に対する文化六（一八〇九）年の申合せである。史料が示すごとく、ここでも土砂留工事人足・諸入用は、村々の負担に拠っている。^⑫

ただし、散見する地方史料によれば、時により、また領主によって、人足扶持等の支給があった場合もある。一例を先の日下村に取れば、次に示すように、元禄二（一六八九）年、時の領主藤堂氏より杭木や普請人足扶持米が下付されている。^⑬

覚

一杭木四百式拾本 但拾本ニ付三匁宛

内式拾本ハ杭木山ニテ被下付故、切り申付
残四百本

代銀百貳拾匁

一柵竹貳拾老束 但考束ニ付貳匁三分宛

代銀四拾八匁三分

一人足五百三拾人

芝伏せ木苗植
砂留人足共

右ハ巳之春洪水ニテ土砂出申故、砂留入用、但し春秋兩度之人足扶持方米、被仰付被下付ハ有難可奉存付、已上

元禄貳年巳八月十一日

日下村庄屋 作兵衛印

（外六名略）

杉原平左衛門殿

青木善三郎殿

（裏書）

表書之人足百廿人可被下付、後々之例ニハ立間敷付、念を入為致可申付為如此付、以上

九月二日 青木善三郎印

（マ、）
杉原助左衛門印

このように、時として扶持米等が下し置かれることもあった。^⑮ただ、本史料に即して言えば、裏書文言「後々之例ニハ立間敷付」が端的に語ることく、かかる支給が例外的なものであり、実費の圧倒的部分が村方の賄いによったことに間違いはない。

(b) つぎに、役人来村に際しての入用費について。まず、享保八（一七二三）年、岸和田藩土砂留役人宿泊に当たり、日下村より差出した旅籠代受取書を示す。

請取申旅籠代之事

一 銀拾六匁四分 人数拾六人分一泊リ旅籠代

一同四匁 日下村の大坂天満迄駕籠
人足式人之賃

一同式匁 右同断駄荷馬老足代

右者、多川彦右衛門様山川為御見分御廻リ被遊、九月廿一日当村ニ御一宿被遊、右旅籠代儘ニ受取、御馳走曾而御請不被成
外付、旅籠代応分輕キ仕出仕、其外少茂出入無御座、為後日如此ニ御座、以上

享保八年癸卯九月廿二日

河州河内郡日下村庄や
作兵衛

同村年寄
治助

岡部内膳正様御内

土砂留御奉行御下役

西村磯右衛門殿

〔御公儀御地頭江諸事書上留^⑮より〕

すなわち、この請取書によると、役人より旅籠代および下坂人足・駄荷馬代が支給されているのであって、一応宿泊費、交通費は役人持ちであった。しかし、前掲目下村庄屋日記享保一四年六月二六日条（看・青物の購入、料理人雇い）を想起するならば、この程度の支給額では到底賄い切れなかったに違いない。事実、同村享保一三（一七二八）年「諸色入用小掛帳^⑯」には、

一 銀百八拾三匁七分

右者、年中土砂留場普請人足代并土砂留御奉行衆御泊入用并郡江之出銀共

とあり、普請人足代、郡への出銀（土砂留役人への年頭礼関係費^⑰）とともに、宿泊接待の赤字分が村小入用で補填されている。

こうした事例は他にも見える。たとえば、「京都古市土砂留御役人様御泊り入用割合帳」と題した、安政二（一八五五）年三月付け大和国山辺郡兵庫・乙木・三味田三ヶ村立会算用帳によれば、京都町奉行所役人、大和古市詰め藤堂藩土砂留役人の来村に際し、宿を柳本の旅籠屋に取ったことにもよるのか、宿代・茶代合せて四〇四・六五匁の出費があった。にも拘らず、役人衆よりの支給額は僅か六・五匁に過ぎず、結局一村当たり一一〇～一六〇匁の負担となった、という。

このように、普請については領主より一時的、部分的援助はあったものの、原則は農民負担であり、また接待費等についても、その多くを村方で支弁せざるを得ないなど、土砂留役人の巡回は当該地域農民にとって、多くの負担を強いるものであったといえよう。

以上本章では、庄屋日記その他から、土砂留役人の来村、彼等の業務、普請等に要する諸経費の負担などについて述べた。如上の検討によって、日下村始め引用史料に登場した地域の農民が、村にあって最もしばしば接触した侍に、土砂留奉行、土砂留役人と呼ばれ砂防管理を業務とする侍のあったこと、その来村に際しての接待費や工事費の多くは、村方の負担であったこと、などが判明した。

- ① 『河内国日下村元庄屋日記』二（京大陳列館架蔵）。
- ② こうした侍の来村は、河内国交野郡津田村役人の日記（『枚方市史』第九卷、二六六～七三〇頁）や、万福寺寺務日記（『宇治市史』五、五五〇～五五八頁）にも記録されている。
- ③ 『西宮市史』第五卷、一六頁。
- ④ 『枚方市史』第九卷、二〇七頁。
- ⑤ 『堺市史』続編第四卷、六四頁。
- ⑥ 『枚方市史』第九卷、二〇六～二〇七頁。
- ⑦ 『同右』同卷、一二九～一三〇頁。
- ⑧ 『枚岡市史』第四卷、五六六頁。
- ⑨ 『箕面市史』史料編三、三三三～三五四頁。
- ⑩ 『大阪市史』第五、二九四頁。
- ⑪ 『枚岡市史』第四卷、三六八頁。
- ⑫ 『箕面市史』史料編三、三三九頁。
- ⑬ 山城国宇治郡五ヶ庄郷中「取替証文」も、同種の取極めをしている（『宇治市史』五、五六一頁）。
- ⑭ 『枚岡市史』第四卷、三七三頁。
- ⑮ このほか、河内国交野郡津田村では、領主畠山氏より、実費の多少

に拘らず、恒常的に四石九斗二升が支給されている（『枚方市史』第九卷、一七六頁など）。また、京都町奉行所延享三（一七四六）年一〇月の触状には、「城筋木津川筋江土砂流出山山谷筋江者、七年以前申年々土砂留入用銀被下之、木苗植附等被仰付」（古文書）とあり、特定河川筋土砂留留請に対し、一定の援助がなされる場合も

あった。

⑩ 「河内国日下村元庄屋記録」一九（京大陳列館架蔵）。

⑪ 「同右」五。

⑫ これについては、次章一(b)の史料②参照。

⑬ 天理図書館架蔵。

Ⅱ 土砂留管理担当大名について

前章では、農民の日常生活との関わり合いという角度から、土砂留役人の巡回（以下、その業務に照らし「巡検」と呼ぶ）について検討したのであるが、本章では、そうした巡検を基礎付けた管理制度について、担当大名および巡検区域を中心に分析を進めてみたい。なお、本制度の開始等については、「はじめに」でも触れたように、これまでに若干の整理もあるが、課題の違い、見解の差異もあるゆえ、ひとまず私なりの整理を試みることにする。

一 土砂留役人の所属大名

土砂留管理制度を論じるに当たり、まず、恒常的に巡検する土砂留役人の所属を手掛りとして、検討を始めてみよう。とりあえず、先の日下村を取上げる。

(a) さて、日下村地域を恒常的に巡検した土砂留役人は、いずれの家中の侍だったであろうか。見分終了後は大坂へ下るとあったり（ $\frac{3}{16}$ 、 $\frac{9}{12}$ 、 $\frac{10}{16}$ 条）、また岸和田へ帰る者もあった（ $\frac{12}{16}$ 条）など、引用記事からは必ずしも判然としない。そこで本日記の他年度分を繰ってみると、享保一五（一七三〇）年度の中に、次のような記事を見出すことができる。^①

（正月十五日）

一作兵衛今日大坂へ下り、岸和田土砂留役人衆へ年頭礼ニ被参り、池嶋村と両村也、明日大坂ヲ立、岸和田へ被参り答也、

すなわち作兵衛（日下村庄屋）は、岸和田の土砂留役人衆への年頭礼のため、池嶋村（村役人）と共に岸和田に出向いたというのである。この記事によって我々は、日下村地域を定期的に巡検した土砂留役人が、岸和田より派遣された侍、

つまり岸和田藩岡部氏家中であったことを知りうる。ちなみに、享保七（一七二二）年に記された岸和田藩「備定」を見ると、先の日記に登場した多川彦右衛門が、「前備 戦士三十騎」の項に、「百廿石 多川彦右衛門備馬三人連夫二人」と見え、また享保一二年度土砂留奉行であった納所孫太夫も、「在国之教」の項に記されている。このように、日下村地域を享保期に巡検する土砂留役人は、岸和田藩に所属する侍だったのである。

(b) ところで、この事実は我々に興味深い問題を提出する。それは、右土砂留役人の所属大名と、日下村を支配する領主とが異なっているという問題である。すなわち、同村の支配関係を見るに、天和元（一六八一）～元禄四（一六九二）年③大坂町奉行藤堂良直役知、元禄四～享保一五（一七三〇）年④上野国沼田藩本多氏知行地、以後幕領となっており、享保期のみならず、その前後についても、岸和田藩岡部氏とは全く関係がないのである。

かかるギャップは、何らか同村の特殊性、たとえば関東大名の飛地であったとか、幕領である等の理由により生じた特異な現象であろうか。しかし、次に示す史料によれば、その様には考えられない。

① 一土砂奉行泉州岸和田岡部美濃守様御役人、春秋ニ御見分有之
（享和 2 「狭山藩領村方明細帳」河内郡出雲井村の項）④

② 御請書

一山川新崩出来ハ節、早速岸和田表へ届出可申事

（中略）

右之通り被仰渡奉畏ハ、依之御請書奉差上ハ、以上

文化十四年丑二月
河州河内郡
六万寺村

庄屋他行ニ付

年寄市右衛門

土砂留

(一四ヶ村略)

御奉行様

(中略)

郡中申合定

一岸和田年頭御礼之節、惣代両村へ出勤料銀四拾三匁相渡り事

扇子料御奉行様へ銀匁兩ツム

御下役三人江銀匁兩ツム

用達江銀匁兩ツム

メ廿五匁八分 惣代村ヨリ取替置事

右極月勘定之節相渡り事

(中略)

右之通り、此度寄合之上取極り事

(文化14・2 「土砂留規矩并山方取締帳」^⑤より)

史料①は、地元河内国丹南郡に本拠を持つ狭山藩(北条氏)領に関する明細帳の一節であるが、ここにおいても岸和田岡部氏の役人が巡検している。また史料②によれば、河内郡一五ヶ村(同郡山添い村々)が一括して岸和田藩の管理下にあったことが判る。^⑥なお、諸書筆頭六万寺村は、当該期小田原大久保氏の知行地であり、引用を略した残り一四ヶ村の支配関係を示せば次のごとくである。池之嶋(幕領)、四条(旗本彦坂氏・幕領)、横小路(小田原大久保氏)、客坊(絵師狩野・幕領)、五条(旗本彦坂氏)、切川(幕領)、出雲井(狭山北条氏・小田原大久保氏)、豊浦(旗本小林氏・枚岡社・剛林寺)、額田(旗本小堀氏・幕領)、神並(旗本竹中氏・小田原大久保氏)、芝(幕領)、植付(旗本拓植氏・小田原大久保氏)、日下(幕領)、善根寺(幕領)。したがって、こうした事例からすれば、先の日下村の状況は特殊例であるところ

か、むしろ本制度の特徴と見做さねばならぬものである。

かかる事態は、従来の「常識」からすれば、極めて異例に属すると言わねばならない。もちろん我々は、この地域を特徴付ける「非領国」概念を持っており、また、延宝検地のごとく、検地を命じられた畿内、近国大名が幕領に立入ることのあったこと、さらには、入組支配の結果としての支配違い裁判等から、当該地域の京都・大坂町奉行所との頻繁なる接触、などについて承知してはいる。しかしそれらは、あるいは一時的なものであったり、あるいは幕藩の縦の関係で説明付けられるものであって、右のごとき、他藩の侍が別の大名・旗本領、幕領等に日常的に入り込むケースとは、事情を異にしているのである。

一年に少なくとも一回は来村し、農民にとり身近であった侍が、実はその村の領主と無関係の他藩家中であったということの事実は、農民生活史のみならず、「非領国」論、ひいては幕藩制論を考える上でも興味深い。以下、こうした点を念頭に置きながら、本制度の成立、担当大名、その巡検区域等の分析に進んでみよう。

二 土砂留管理制度の開始と担当大名

(a) 本制度の開始は、既に先行研究が明らかにしているように、貞享元（一六八四）年である。^⑧この年、老中より二つの「覚」が発せられた。一つは山城等五ヶ国の砂防強化を命じたもの、他は、一一名の大名にその管理を命じたものである。^⑨後者を掲げれば次のごとくである。

覚

淀川、大和川え落合ハ川上之山々、開畑山畑停止、向後林に被 仰付ハ、領内又は其近辺御料私領共に、手より次第一ヶ年三度宛、家来差遣、無油断林仕立ハ様に可被申付ハ、山割并奉行人申付様等は、御勘定頭中え可被相覧ハ、以上

八月

藤堂和泉守 ^{（信之）}
松平日向守

石川主殿頭 (感之) 本多隠岐守 (康盛)
 永井日向守 (直徳) 植村右衛門佐 (宗貞)
 永井伊賀守 (直政) 渡辺半次郎 (基綱)
 高木大守 (正興) 片桐主膳正 (貞成)
 岡部内膳正 (行徳)

すなわち、本史料は、同年三月に発せられた土砂留管理強化の触を前提として、畿内・近国の一名の大名宛に、淀川・大和川へ落合う川上山々を、年に二・三度宛巡回すべしとし、さらに巡回区域や奉行人申付け等については、勘定頭より指示を受けるべし、としている。

これら貞享元年の「覚」、なかんづく右引用史料の指示するところは、前章で見た土砂留役人巡検と合致しており、かかる制度の淵源は、この年に求めることができるのである。この時、管理を命じられた一名の大名の居城を記せば、藤堂（伊勢安濃津）、松平（大和郡山）、石川（山城淀）、本多（近江膳所）、永井日向（摂津高槻）、植村（大和高取）、永井伊賀（河内の内）、渡辺（河内大井）、高木（河内丹南）、片桐（大和小泉）、岡部（和泉岸和田）である、なお、したがってこの制度は、厳密に言えば、担当大名による土砂留の分担管理制度とでもすべきものであるが、繁雑ゆえ、以下便宜的に土砂留管理制度と呼んでおきたい。

ところで、この貞享元年という年、およびその前後の問題について若干触れておくならば、丁度同じこの年、前年の若年寄稲葉正休等による摂河川筋巡見を受けて、河村瑞賢の指揮により淀川河口改修事業が着手されている。周知のごとくこの事業は、大坂およびその周辺地域を水害から守り、また円滑な河川・海上交通を企図したものであって、天下の台所大坂の発展にとって大きな画期となったものであるが、本土砂留管理制度が、この事業の開始と時を同じくして制度化されたことは、もちろん偶然のことではない。なぜならば、先に触れたように、本制度はそのような水害、水上交通阻害の

原因となる土砂流出防止をこそ、目的としていたからである。この土砂留管理制度は、まさに大坂を中心とする河川行政本格化の一環として、河口改修工事と連動しつつ開始されたのである。

(b) さて、問題の担当区域、右「覚」に即して言えば「山割」であるが、これは一体どのように設定されたであろうか。以下この点について検討してみる。主たる素材は、『京都御役所向大概覚書』三、「五畿内川筋土砂留之事」に掲載されたものである。^⑩ まず史料を示す。

貞享元子六月

一砂留給所方江被 仰付外川筋向寄

山城 相楽郡

大和 添上・試上・山辺^(式) 藤堂和泉守

十市・広瀬・試下^(式) 郡

添下

大和 葛下郡 本多信濃守

河内 大泉・安宿郡郡

山城 綴喜・紀伊郡

久世・宇治 松平丹波守

近江 栗太郡

近江 栗太・滋賀郡 本多下総守

河内 石川郡

河内 渋川・八上郡

若江・錦部 岡部美濃守

摂津 住吉郡

河内 交野
茨田・讃良郡

永井伊豆守

山城 乙訓郡

摂津 嶋上・嶋下郡

永井文九郎

大和 高市
葛上・忍海郡

植村右衛門佐

河内 高安・河内郡

片桐石見守

河内 古市・志記郡^(記)

渡辺備中守

河内 丹南・丹北郡

高木主水正

さて、本史料は、冒頭文言から、制度開始時の担当大名、および巡検郡を記しているかに思われるが、先の貞享元年八月付け「覚」と比較してみると、たとえば、郡分けが貞享元年六月に仰付けられたとしている（実際は同年八月以降）、担当大名数は同じであるものの、先「覚」宛所の一人石川主殿頭はここにはなく、逆に本多氏が二名になっている、両者に共通する姓についても、官途名等が異なる（渡辺半次郎―同備中守、片桐主膳正―同石見守など）等々、多くの差異があるのである。

だが、結論を先に言えば、本史料は、記述された時期は後年なのであるが、その時の状況を記してはおらず、開始期があり様を投影したものと考えられる。説明がやや煩瑣になるが、以下述べてみよう。まず始めに、本史料の記述時期を大名官途名から探ると、正徳四（一七一四）―享保二（一七一七）年を得る。これは、出典『京都御役所向大概覚書』自体の成立年代（享保二年中に出来）^②とも合致する。次に、ではこれら大名衆・巡検郡が、正徳末―享保初年の実状を示したものを検討すると、そうではないことが判明する。それは、たとえば、ここでは河内国交野郡担当として永井氏が挙げられているが、同国同郡津田村役人の日記によれば、当郡はすでに元禄八（一六九五）年より淀石川氏に担当替えになっ

〈表2〉 貞享元年「覚書」・『京都御役所向大概覚書』登場大名対照表

居 城 地	貞享元年八月「覚書」	『京都御役所向大概覚書』
伊勢・安濃津	藤堂和泉守（高久）	藤堂和泉守（高敏）
大和・郡山	松平日向守（信之）	本多信濃守（忠直）
山城・淀	石川主殿頭（憲之）	松平丹波守（光熙）
近江・膳所	本多隠岐守（康慶）	本多下総守（康命）
摂津・高槻	永井日向守（直種）	永井文九郎（直期）
大和・高取	植村右衛門佐（家貞）	植村右衛門佐（家敬）
河内内、武蔵・岩槻*	永井伊賀守（直敬）	永井伊豆守（直陳）
河内・大井	渡辺半次郎（基綱）	渡辺備中守（基綱）
河内・丹南	高木大学（正陳）	高木主水正（主陳）
大和・小泉	片桐主膳正（貞房）	片桐石見守（貞起）
和泉・岸和田	岡部内膳正（行隆）	岡部美濃守（長泰）

*永井直敬は、貞享4（1687）年、下野烏山に転封し、さらに播磨赤穂、信濃飯山、武蔵岩槻と転じ、正徳末～享保初年永井伊豆守直陳の時は武蔵岩槻に本拠があった。ただし下野烏山転封後も摂津に6千石余、河内に3千石余を領し、河内茨田郡佐太に陣屋を置いていた（『寛政重修諸家譜』、『大阪府全志』より）。

ること、また、ここで高木氏担当となっている河内国丹南郡にも、他の地方史料によれば、少なくとも元禄七（一六九四）年頃より岸和田岡部氏の役人が巡検している^⑭、等による。

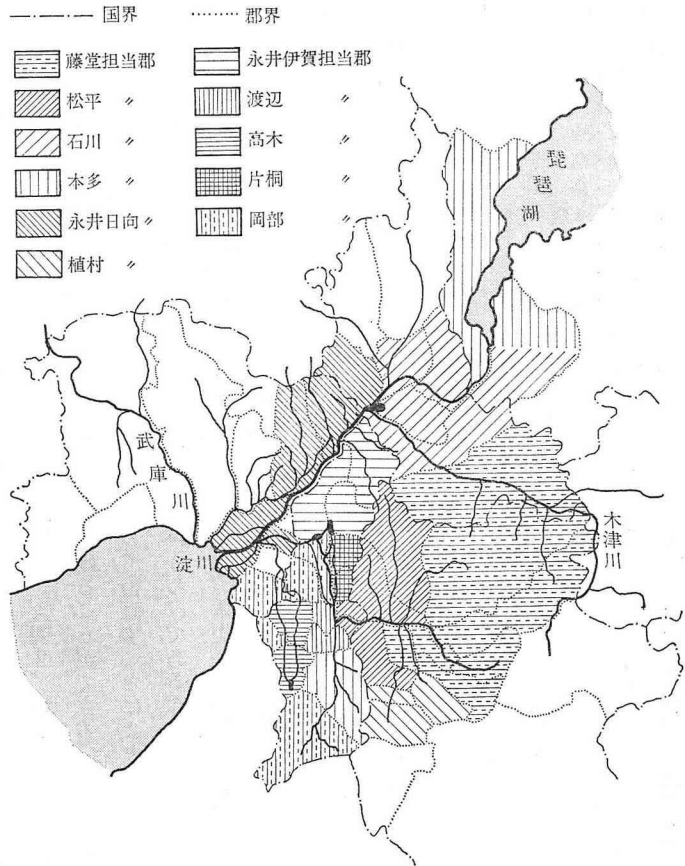
では、本史料は一体何を示そうとしたものであるか。ここで考えられるのが、これは開始当初の状況を当該段階に投影させたものではないか、との想定である。そこで、先の「覚」と本史料に登揚する大名を、系譜・居城によって整理してみると、〈表2〉のごとくきれいに対応することが判り、右の想定を裏付けることができる。すなわち、我々は本史料大名名を〈表2〉に従って書直すことにより、開始当初の担当大名・巡検郡を復元できるというわけである。

ただ、本史料記載巡検郡については、高槻永井氏担当郡部分に、摂津東成・西成両郡を加筆する必要がある。というのは、本史料と同じく、当初の担当大名・巡検郡を掲げる覚書類によれば、総て高槻永井氏担当として山城乙訓、摂津嶋上・嶋下に加え、右二郡を挙げているのであって、他大名・巡検郡部分の一致から考えても、記載漏れと思われるからである。

以上、史料の性格確定に手間取ったが、この結果、我々は貞享元年制度開始時の担当大名・巡検郡の全貌を知ることが可能となった。いまこれを、河川流路をも合わせ関係国郡図に落すと〈図2〉を得る。以下、しばらくこの図を眺めてみよう。

まず淀川を見ると、瀬田川・宇治川と呼ばれる上流域については、

〈図2〉 貞享元年大名担当郡と水系



関係郡々は、岡部氏および丹南高木氏の管理区域となっている。

岡部氏担当郡の分散、膳所本多氏の石川郡担当など、河内についてはやや統一を欠くものの、おおむね河川流路に基づいて郡切りで分担したと見てよいであろう。

膳所本多氏・淀石川氏が分担、淀川になってよりの右岸および河口は高槻永井氏、左岸は永井伊賀が担当、また淀川に合流する木津川流域は、伊勢安濃津藤堂氏の受持ちとなっている。一方大和川についてみれば、上流域を高取植村氏および藤堂氏が分担し、大和・河内国境地域は郡山松平氏が、下流域は小泉片桐・岸和田岡部氏が担当している。また南河内を貫流し大和川に合流する石川流域については、岡部・渡辺・本多氏が宛てられ、さらに狭山池より北流し同じく大和川に合流する西除・東除川

(c) ところで、右の〈図2〉とも関わって、分担郡と、彼等一一名の領地との関係はどのようになっていたであろうか。日下村乃至河内郡において他大名所属役人が巡検したことについては前節で指摘したところであるが、他の地域はどうか。一例として、郡山藩松平氏の場合を取上げてみよう。

大和、河内砂留見分日向守請取之場所

和州

一添下郡

同国

一平群郡

同国

一葛下郡

河州

一大泉郡

同国

一安宿部郡

已上

大和河内砂留見分場所

和州

添下郡

高三万九千九百五拾壹石三斗四升壹合

内

高貳万三千六百五拾三石壹斗九升ハ 郡山領

一平群郡 高貳万九千七百九拾七石貳合 七千四百石壹斗九升ハ 郡山領

一葛下郡 高四万三千百貳石七斗七升三合

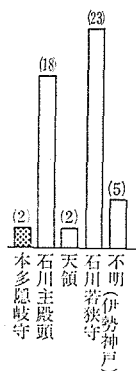
内

壹万八千五拾四石三斗六升四合ハ 郡山領

高合拾壹万貳千八百五拾壹石八升六合

本多隠岐守担当

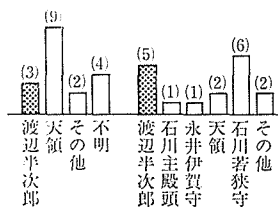
$$\frac{2}{48} = 0.04$$



石川郡(48)

渡辺半次郎担当

$$\frac{8}{32} = 0.25$$



志紀郡(18)

古市郡(14)

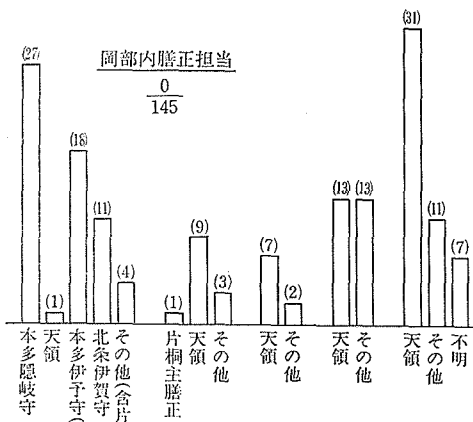
$$\frac{143}{752} (\text{担当大名の自領}) = 0.190$$

(注)

- 『大阪府全志』より作成
- 各郡の村数は実数
- 各大名領等支配村数には相給を含む
- その他・不明分村数は上記の大名領等に関わらないもの

岡部内膳正担当

$$\frac{0}{145}$$



錦部郡(49)

八上郡(12)

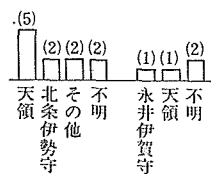
住吉郡(9)

淡川郡(26)

若江郡(49)

松平日向守担当

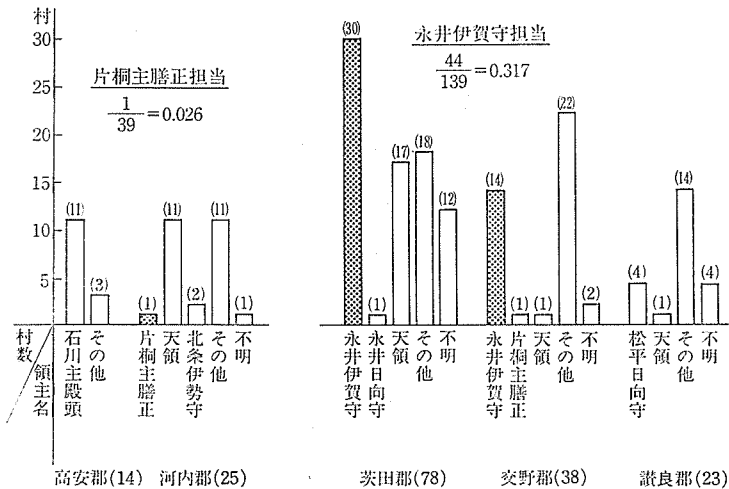
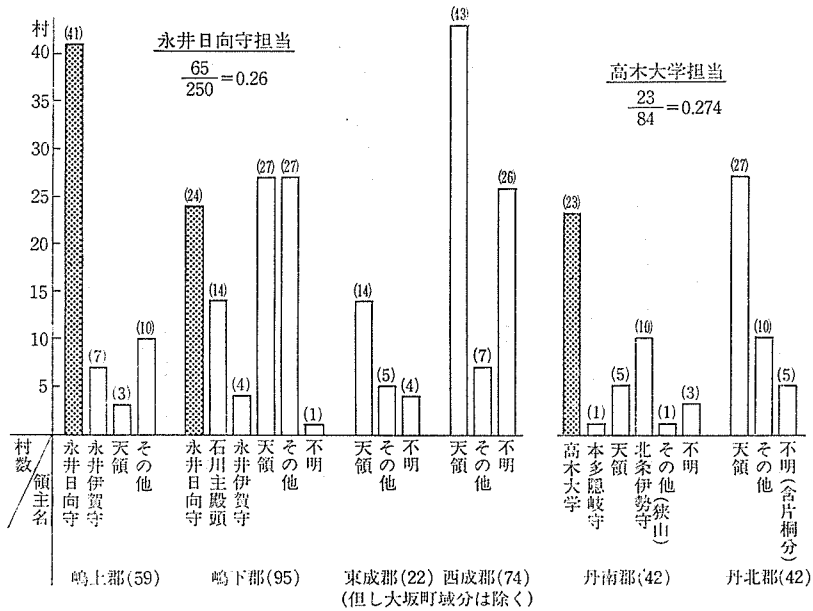
$$\frac{0}{15}$$



大泉郡(11)

安宿郡郡(4)

〈表3〉 摂河村々の領主と土砂留担当大名（貞享元年）



内

四万八千八百拾壹石七斗四升四合 郡山領

河内

一大県郡

高四千四百三石四斗壹升五合九勺七才

同国

一安宿部郡

高貳千三百拾六石貳斗壹升七合

高合六千七百拾九石六斗三升二合九勺七才

高都合拾壹万九千五百七拾石七斗壹升八合九勺七才

『武家殿制録』卷三五に収録された本史料は、年代を欠いてはいるものの、「日向守」(松平信之)が貞享二(一六八五)年には下総国古河に移封されていること、また添下以下の郡々は、後述するごとく以後も城主に関わりなく郡山藩担当であること、^⑦などから見て、貞享元年本制度開始時のものとしてよい。

さて、松平氏は大和三郡、河内二郡の(土)砂留を管理したのであるが、本史料を一読して明らかごとく、担当郡と自領とは必ずしも一致していない。すなわち大和三郡について言えば、うち自領は石高にして四割強を占めるに留まり、河内二郡に関しては全く領地を持っていない。先の〈図2〉によれば、この河内二郡は大和に隣接し、かつ大和川の河内側流路に位置しているから、その故を以って彼の担当郡とされたに違いないのであるが、そうした分割は、結果としてこのような、担当大名をして自らと関係ない郡々の巡検という事態を招来せしめたのである。ちなみに、松平氏の領地は、右大和三郡の外、同国式下・広瀬・十市郡、および河内讃良郡に跨がるが、^⑧式下以下大和三郡は藤堂氏の、また河内讃良は永井伊賀守の担当郡となっている。

こうした、担当郡と担当大名領との関係を、撰河二国に限っては整理したものを、〈表3〉として掲げた。領主不明村が少なからずあり、また分村年代不明村の存在など、正確は期せぬが、大まかな傾向は十分観取できるのであって、すなわちそれは、担当大名と担当郡との関係の薄さである。たとえば、両者の関係が最も密接な〈撰津国嶋上郡―永

三 担当大名・巡検郡の変遷

(2) まず、その後の担当大名・巡検郡を示すと思われる史料を四点掲げる。

石川郡	同	河州	河内郡	同	河州	永井壘熊
			錦部郡		河州	
			高安郡		河州	
			丹南郡		河州	
			岡部美濃守			
			本多能登守			
			渡辺主殿			
			本多隠岐守			

(632)

右者岡部美濃守殿御承り場

河脇大県郡

同国安宿郡

右者本多能登守殿御承り場

河脇古市郡

同国石川郡

右者本多隠岐守殿御承り場

③ 撰河山方土砂留所

一（略）

土砂留承大名

交野郡

河州大県郡

稲葉丹後守承

安宿部郡

茨田郡

永井日向守承

同州
讃良郡

撰州
嶋上郡

右同人承

嶋下郡

丹南郡

河内郡

岡部美濃守承

河州
錦部郡

高安郡

石川郡 本多隠岐守承

同州

古市郡

武庫郡 松平遠江守承

攝州有馬郡

川辺郡 此三郡土砂留者、享保十一年々始ル

同州 兎原郡 右同人承

武庫郡 兎原郡 境論有之、裁許之上 寛延三年々 兎原郡之内 江土砂留場相懸リ

④ 一 (略)

攝河土砂留承之大名衆之覺

丹南郡

河州 高安郡 岡部美濃守

河内郡

錦部郡

河州 石川郡 本多下総守

古市郡

河州 交野郡 稻葉丹後守

大県郡

河州 茨田郡 永井日向守

讃良郡

嶋上郡

摂州

嶋下郡

右 同 人

武庫郡

有馬郡

川辺郡

松平遠江守

兔原郡

〔寛延三庚午年二月ノ相増〕
〔朱書〕

但、武庫川筋土砂留之儀者、享保十一年午七月、初而遠江守承ニ被 仰付、委細ハ武庫川筋土砂留之儀被 仰渡、一件留張ニ

有之

右之通當時被相勤、山方土砂留之御条目相渡有之、事

以上、管見の限りで拾いえた史料四点を掲げた。これらを中心の素材として、以下その後の変遷を辿ろうと思うが、これらについても各々時期確定が必要ゆえ、まずそれから始める。

(b) 最初に掲げた史料①は、『大阪編年史』六、元禄元（一六八八）年は年条（典拠「御城代御支配所万覚」）に見えるものであるが、これは左の幾つかの理由によって、元禄元年ではなく、同八（一六九五）～同九年頃の担当大名・巡検郡を示したものと考えられる。すなわち、(i) 元禄元年当時、河内国交野郡担当は永井伊賀守であって、永井豊熊・石川主殿頭ではない。①(ii) 登場大名八名の官途名の交錯は元禄八～九年である。②(iii) この元禄八～九年は、交野郡津田村地域の永井伊賀守より石川主殿頭への移管の時期（元禄八年四月以降）とも合致する。③

史料②は、「大坂川方役手控」の表題を持つ年欠史料より、担当大名・巡検郡部分を抜き出したものである。本史料の示す時期については、まず史料①と比較した場合、渡辺主殿の欠落を除き一致するところから、ほぼ同時期のものと推定でき、ついで官途名より元禄八（一六九五）～同一四（一七〇一）年の範囲を得る。そして更にこの範囲を狭めるべく、本史料記載の他事項を吟味するに、これが明暦元（一六五五）年朝鮮通信使来朝の四十七年後、つまり元禄一五（一七〇二）年に記

されたことを確定でき、したがって本史料は、右範圍のうちでも後半期、なかんづく元禄一四年頃のあり様を示したものと判断できる。

史料③。これは、天明七（一七八七）年一二月の日付けを持つ「（天坂町奉行松平貴徳）松平石見守殿御初入ニ付差出御覚書」に見えるもので、

後段記事によれば、享保一一（一二二六）年より摂津国武庫・有馬・川辺三郡が、また寛延三（一七五〇）年より同国兎原郡が巡検郡に加えられたことも判明する。さて、本史料記載大名・巡検郡がいつの時期のものかについて、稲葉丹後以下の官途名交錯期を先と同様『寛政重修諸家譜』にて調べると、天明五（一七八五）年以後において交錯することが明らかとなり、結局本史料は、大坂町奉行松平貴強着任時における摂河土砂留巡検郡・担当大名を記したものと判断できる。ちなみに彼等の居城を示せば、稲葉丹後守（淀）、永井日向守（高槻）、岡部美濃守（岸和田）、本多隠岐守（膳所）、松平遠江守（尼崎）である。

最後に掲げた史料④は、『大阪市史』第五所収「川筋御用覚書」より引用した。本史料については、文末文言「右之通

〈表4〉「川筋御用覚書」登場大名官職名等

本 多 康 楨	文化 3.11 天保 10	遺領を継ぐ 下総守で登場
永 井 直 近	文化 6.8	日向守で致仕
稲 葉 正 備	文化 3.11	丹後守で登場
岡 部 長 慎	文化 2	左膳で登場 後に美濃守
松 平 忠 宝	文化 10.4	遠江守で致仕

（注）『徳川実紀索引』『武鑑』による。

当時被相勤い」の「当時」がいつであるかが問題である。出典「川筋御用覚書」記事の最後が元文二（一二三三）年であるところから、その時かとも思われるが、『寛政重修諸家譜』にて検索してみると、そもそも寛政期までに、これら大名が共存する時期はない。そこで、それ以後における彼等の共存期を探ると、上表のごとく、一応の可能性として文化三（一八〇六）同六年の範圍を得る。そして、この可能性を傍証すべく、出典「川筋御用覚書」の本来の典拠たる「町奉行所旧記」編纂時期に思いを致してみると、それが文化五（一八〇八）年であったことをほぼ認めることができ、よって本史料は、文化五年に近い「当時」の巡検郡・担当大名を記したものと判断しうる。

（c） 如上の検討によって我々は、開始より後期に至る関係史料を幾つか手にしえたわ

けであるが、これらを年代順に並べるとそこにどのような変化を見出しうるであろうか。貞享元年開始時の担当大名・巡検郡、および散見する地方史料記事をも合わせ、作成・表記したのが〈表5〉である。以下、本表によって検討してみよう。史料の偏在により、まず摂河両国からみることにする。

摂河両国にあって、貞享元年開始期から元禄後期に至る時期に特徴的な点は、開始時巡検郡とされた諸郡中、摂津国住吉・東成・西成、河内国若江・渋川・志紀・八上・丹北の八郡が巡検から除外されたこと、および担当大名のうち、片桐・渡辺・高木の三氏がその任を解かれたことである。前者については、もともとこれら郡々が、土砂留とは直接的な関わりが少なく、むしろ流出土砂の堆積によって被害を受ける位置にあったこと、また貞享四（一六八七）年、大坂町奉行所内に川奉行が置かれ、川中仕置、堤川除普請が本格化したこと、などに基づくと思われる。

後者についてはどうか。片桐氏等の解任が、一部右巡検郡の縮小と関係していたであろうことは、〈表5〉からも読取れるところであるが、そのみが原因とは考えられない。なぜならば、彼等は、引続き巡検郡とされた河内・高安・古市・丹南諸郡の担当をも外されているからである。むしろ、右郡々の後任大名（河内・高安―岡部、古市―本多、丹南―岡部）を考え合わせれば、そこに、極少大名を外し、畿内・近国の有力特定大名に担当を集中させる幕府側の意図を窺うことができるのではないか。そもそも、当初の担当大名一名自体、当該地域に居住する大名を網羅するものでなかったという事実（表6参照）も、これを裏付ける根拠たりうるであろう。さしあたり、右三氏の解任については、かかる幕府の意図をその背景に措定しておきたい。なお、この期、永井伊賀守が除任しているが、これは右動向とは関わりなく、彼の下野国鳥山移封（貞享四）に伴う措置と考えられる。

次に、元禄期より天明・文化期に至る変化を見ると、まず大きな点として、享保一一（一七二六）年より武庫川に関わる摂津国川辺・武庫・有馬三郡が、また寛延三（一七五〇）年より同国菟原郡が、いずれも尼崎藩松平氏の担当を以って巡検郡に加えられ、同じく文化六（一八〇九）年摂津国豊島郡が高槻永井氏の管理下に入っている。ほかに、河内国安宿部・大

〈表5〉 担当大名・巡検郡の変遷

国 名	郡 名	貞享元 (1684)	元禄8 ~元禄9 (1695) (1696)①	元禄14(1701)頃	天明7 (1787)	文化5 (1808)頃	備 考
摂 津	嶋 上	永井 (高 槻)	永井(高槻)・石川(淀) 永井(高槻)・石川(淀)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻)	文化6より永井 (高槻)②
	嶋 下	永井 (高 槻)					
河 内	東 成	永井 (高 槻)	永井(高槻)・石川(淀) 永井(高槻)・石川(淀) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 松平 (郡 山) 松平 (郡 山) 渡辺 (大 井) 渡辺 (大 井) 岡部 (岸和田) 高木 (丹 南) 本多 (膳 所) 岡部 (岸和田)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 本多 (郡 山) 本多 (郡 山) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 本多 (郡 山) 本多 (郡 山) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田)	永井 (高 槻) 永井 (高 槻) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 岡部 (岸和田) 稲葉 (淀) 稲葉 (淀) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所) 本多 (膳 所)	享保11より③ 夕 夕 寛延3より④ 元禄7すでに岡部氏⑤
	西 成	永井 (高 槻)					
	豊 嶋	永井 (高 槻)					
	住 吉	岡部 (岸和田)					
	川 辺						
	有 馬						
	武 庫						
	屯 原						
	交 野	永井 (河内内)					
	茨 田	永井 (河内内)					
	讃 良	永井 (河内内)					
	河 内	片桐 (小 泉)					
	高 安	片桐 (小 泉)					
	若 江	岡部 (岸和田)					
	淡 川	岡部 (岸和田)					
	大 県	松平 (郡 山)					
	安宿部	松平 (郡 山)					
	志 紀	渡辺 (大 井)					
	古 市	渡辺 (大 井)					
	八 上	岡部 (岸和田)					
	丹 北	高木 (丹 南)					
	丹 南	高木 (丹 南)					
	石 川	本多 (膳 所)					
	錦 部	岡部 (岸和田)					

山城	相 楽	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	「綴喜郡……手原川谷筋土砂留普請……淀表江」（元文5）⑥ 「久世郡長谷川筋土砂留普請……淀土砂留役人」（元文5）⑦ 「淀土砂留御役人中様」（元文4. 木幡村）⑧, 「淀土砂御奉行様御泊り・御小休」（文化2. 陶屋村外）⑨
	綴 喜	石川（淀）	石川（淀）	
	久 世	石川（淀）	石川（淀）	
	宇 治	石川（淀）	石川（淀）	
	紀 伊	石川（淀）	石川（淀）	
	乙 訓	永井（高 槻）	永井（高 槻）	
近江	栗 太	本多（膳所）・石川（淀）	本多（膳所）・石川（淀）	「淀砂留場所」（享保9. 関津村）⑩, 「膳所土砂留方奉行見分」（文化11. 小田原村）⑪
	滋 賀	本多（膳所）	本多（膳所）	
大和	添 上	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	「古市土砂留御奉行様」（天保11. 唐古村・西代村）⑫ 「京都・古市土砂留役人様御泊り入用」（安政2. 兵庫村外）⑬ 「藤堂和泉守土砂役望月久大夫」（安永4. 河合村外）⑭
	式 上	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	
	式 下	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	
	山 辺	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	「土砂留所……郡山が……御改御見分」（慶応3. 西大寺村・野神村）⑮
	広 瀬	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	
	十 市	藤堂（安濃津）	藤堂（安濃津）	
	添 下	松平（郡 山）	本多（郡 山）	「高取土砂留御奉行様」（嘉永3. 新堂村）⑯
	平 群	松平（郡 山）	本多（郡 山）	
	葛 下	松平（郡 山）	本多（郡 山）	
	高 市	植村（高 取）	植村（高 取）	「高取土砂留御奉行様」（明和7. 西北窪村）⑰
	忍 海	植村（高 取）	植村（高 取）	
	葛 上	植村（高 取）	植村（高 取）	

(注)

- ① 嶋上, 嶋下, 交野, 讃良四郡が, 永井・石川氏の兼担となっているのは, 永井伊賀解任に伴う臨時的措置か。
 ② 『箕面市史』史料編3, 334頁。
 ③ 『宝塚市史』第5巻, 378～379頁。武庫, 有馬郡も同様。
 ④ 「川筋御用覚書」（『大阪市史』第5, 286～287頁）。
 ⑤ 『堺市史』続編第4巻, 64頁。
 ⑥ 「御触書留」（古久保家文書）。
 ⑦ 同上。
 ⑧ 『宇治市史』5, 389頁。

- ⑨ 『同上』同, 561頁。
 ⑩ 『日本林政史調査資料』彦根藩〔3〕。
 ⑪ 『新大津市史』第2編, 1,255頁。
 ⑫ 「破損箇所書上帳」（天理図書館架蔵）宛所。なお, 「古市」は添上郡古市村。ここに藤堂氏の陣屋があった（『宗国史』甲篇5）。
 ⑬ 天理図書館架蔵。
 ⑭ 「土砂廻状」（同上架蔵）差出人名。
 ⑮ 「明細帳」（同上架蔵）より。
 ⑯ 「乍恐差上御請書」（『橿原市史』1,063頁）宛所。
 ⑰ 「乍恐以書付奉申上り」（天理図書館架蔵）宛所。

〈表6〉 関係郡居住大名と土砂留担当

国	郡	大 名 (万石)	譜代・外様	担当
近江	滋賀 滋賀	本多康慶(6)	譜代	○
		本多忠恒(1)	譜代	×
大和	添上 添下 添下 式上 式上 高市 葛上	柳生宗在(1)	譜代	×
		片桐貞房(1.24)	外様	○
		松平信之(8)	譜代	○
		織田長清(1)	外様	×
		織田秀一(1)	外様	×
		植村家貞(2.2)	譜代	○
		永井直門(1)	譜代	×
山城	久世	石川憲之(6)	譜代	○
摂津	嶋上	永井直種(3.6)	譜代	○
河内	石川 丹南 丹南	渡辺基綱(1.35)	譜代	○
		北条氏宗(1)	外様	×
		高木正陳(1)	譜代	○
		永井直敬(3)	譜代	○

(注) 貞享元(1684)年当時のもの。

巡検郡内居住大名のみ。

領知高は『寛政重修諸家譜』による。

県二郡が郡山藩より淀藩の担当に移り、また天明・文化期、安宿郡が巡検郡から外れた点も知られる。これらの変化についての詳細はいずれも定かではないが、全体的には、巡検郡の増加に特徴を見ることができ、したがってこの期は、元禄期に確立した体制の延長上にあるとしてよいであろう。

こうした摂河地域の動向に比し、山城・大和・近江ではどうか。これら三ヶ国に関しては、摂河のごとき包括的史料に乏しいため、元禄期以降の変遷を俯瞰しにくいのであるが、村々に残る断片的史料(表5「備考欄参照」)などから、担当大名の動向についてはある程度追うことができる。そ

れらを繋いで見ると、右三ヶ国郡々担当大名は、摂河とは対照的に、転封による交替を除いて(それも後住大名が継承)一貫しており、当初より変化は殆んど見られないといつてよい。一部の郡について史料が空白であるなど、なお今後の調査を要するものの、全体として、これら三ヶ国土砂留管理が安定的であったことは十分指摘できると思われる。

以上、三節にわたって、土砂留管理制度について、担当大名・巡検郡の変遷を中心に述べた。如上の分析を要すれば次のごとくである。すなわち、本制度は、貞享元年、淀川・大和川および関連河川流域の砂防を目的として、山城外四ヶ国内四一郡を対象に、一名の大名をその管理担当とすることによって開始された。その際、分担区域は郡を単位に、かつ恐らく流路を基軸に設定されたと思われる、その結果、担当大名の自領と巡検郡との間には著しい乖離が存在した。そして、

担当大名・巡検郡の変遷についてみれば、主として摂河地域で当初整理・統合がなされ、元禄後期に確定、以後その延長線上に展開したとすることができるといえる。

- ① 『河内国日下村元庄屋日記』三（京大陳列館蔵）。
- ② 『岸和田市史』第七卷、三〇二頁。
- ③ 『大阪府全志』卷之四、八三九頁。なお以下断らぬ限り、関係村の支配関係は本書に拠る。
- ④ 『枚岡市史』第四卷、一九二頁。
- ⑤ 『河内四條史』第三冊、三七六～三七八頁。
- ⑥ これを、岸和田藩の側から言えば、岡部氏は、関係地域に一村も自領を持たない、ということになる。
- ⑦ 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四年）五二六～五二九頁、若林泰「上方代官豊島権之丞勝正と摂津の延宝検地」（『地方史研究』第二九卷六号、一九七九年）。
- ⑧ たとえば、塚本前掲論文参照。
- ⑨ 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四年）一三三五・一三三六、七〇六～七〇七頁。
- ⑩ さしあたり、藤本篤『大阪府の歴史』（山川出版社、一九六九年）近世3、村田路人「近世摂河における河川支配の実態と性格―梶奉行と川奉行を通して―」（『ヒストリア』第八五号、一九七九年）参照。
- ⑪ 岩生成二監修『京都御役所向大概寛書』（清文堂、一九七三年）上三〇～三一頁。なお、この点については、すでに塚本氏が前掲論文において同史料によって触れており、本項はそれによるところが大きい。ただ氏の指摘は詳細を省かれたためにやや判りにくいこともあり、また本稿の中心的問題の一つでもあるゆえ、子細に述べてみたい。
- ⑫ 『同右』下、解題による。
- ⑬ 河内国交野郡津田村山下氏の手になる「見聞予寛集」元禄八年四月二〇日条に、役替の記事が見える（『枚方市史』第九卷、四二二頁）。
- ⑭ 『堺市史』続編第四卷、六四頁以下。
- ⑮ たとえば「元禄寛書」（『京都市史編纂所寛集史料』）には
山城 乙訓
一 摂津 嶋上 嶋下 西成 東成 永井豊熊
両国之内メ五郡
とあり、また「京都役所方寛書」（『京大文学部国史研究室築蔵』）にも、
山城 乙訓
一 摂津 嶋上 嶋下 西成 東成 永井近江守
とあるなど。なお前者史料閲覧に際しては、京都市史編纂所所員伊東宗裕氏に便宜を計って戴いた。
- ⑯ 石井良助編『武家殿制録』（創文社、一九五九年）一六〇～一六一頁。
- ⑰ 次節（表5）参照。
- ⑱ 『郡山町史』二四八頁。
- ⑲ この他、池田圓男前掲論文には、正徳五（一七一五）年当時の摂河土砂留担当大名として、五名が掲げられているが、本多下総守康明（康命力）、松平丹波守光通（光照力）など大名名に疑義があり、また典拠「土砂留工事調書」の所在も不明にて検討できなかった故、本文では取上げなかった。なお、仮に正徳五年のものと認定したとしても、これは史料②の担当大名・巡検郡と全く一致し、論旨に差支えはない。

ない。

⁽²⁰⁾ 『大阪編年史』六、二六四頁。

⁽²¹⁾ 註⑩参照。

⁽²²⁾ 同右。

⁽²³⁾ 京大文学部国史研究室架蔵。

⁽²⁴⁾ すなわち、本史料中「公儀御船」の項に、

古紀伊丸高サ丈九尺六寸
幅丈三寸

是ハ四拾七年以前末年、朝鮮人從川口大坂波当迄乗リ堂嶋川ヲ

通、尤伏見迄乗リ参由

とあることによる。

⁽²⁵⁾ 京大付属図書館架蔵。なお目録では「大坂町奉行所覚書」としている。

⁽²⁶⁾ 『大阪市史』第五、二八六～二八七頁。

⁽²⁷⁾ 『大阪市史』によれば、この「川筋御用覚書」は、「町奉行所旧記」よりの抄出とある。ところで右覚書の記事は既述したように元文二年で終っているのであるが、同じ旧記よりの抄出である「川筋御用勤書」（同右）所収）は、「文化五戊辰年十二月」の奥付を持ち、また同様の「土砂留掛り勤書」（同右）も「文化五辰年十一月」に認められている。

⁽²⁸⁾ すなわち、住吉・丹北二郡は西除・東除川が一部懸るのみであり、また浪川・若江両郡は久宝寺川・玉串川が、志紀郡は石川がそれぞれ郡境を流れるのみ。さらに八上郡は大河川に関係がなく、東成・西成両郡は、淀川・大和川の河口に当たっている。

⁽²⁹⁾ 村田前掲論文参照。

Ⅲ 土砂留管理と農民

日下村庄屋日記に頻出した土砂留役人來村記事を出発点として、彼等の業務、農民との関わり、來村を基礎付けた管理制度につき、二章にわたって述べた。

ところで、かかる制度は、その対象域に生活する農民達にとって、いかなる意味を持ち、彼等にいかなる状況を齎したであろうか。こうした点についての素材の幾つかは、すでに前章迄に提示されているが、本章では、右の問題につき、改めて二つの角度から整理しておきたい。

一 土砂留の実効度と農民

本節では、この土砂留管理制度が、そもそも淀川・大和川水系における砂防を目的としていたことに鑑み、その目的達成のために有効に機能したのかどうか、またそのことと農民との関係如何、という視角から、若干の検討を加える。

(a) まず、本制度実施により、淀川・大和川水系の土砂流出はどの程度改善されたであろうか。この点について、^(大坂)奉行所旧記」よりの抄出である「川筋大意」は、享保初年の状況として、

^(六八九)元禄二巳年（中略）^(二七三)享保七寅年迄、三拾五年之間ニ、惣高ニ而凡六分通土砂留り様ニ相見へ

と記し、本制度実施によりかなりの効果の上がったことを述べている。^①しかしながら、かりに右の記事を事実として認めたとしても、次に示す史料から推せば、その後本制度が、十全の効果を上げていったとは到底思われない。

①一城筋木津川・宇治川筋江山川、土砂多下り、^(中略)兩川筋并大川筋川床高罷成、^(中略)付、前々御座の水場之村々、御田地植付茂次、^(中略)難成、御年貢等所々不納地多御座、然ニ近年ハ洪水茂毎年数度之義、川筋堤切所及数度在之、^(中略)百姓至極難義仕儀、是以山川筋出水、常々下り申土砂有之上、洪水ニ者山崖谷筋惣一面ハ影敷馳出、土砂ニ而川筋埋り、格別之大雨ニ而も無御座、^(中略)節も、不相応ニ増水強御座、^(中略)乍恐御料御私領所ニおあて、山川土砂築留被為仰付被下、様奉願上、

②一淀川筋所々枝川に川上山に、土砂留御普請毎年春秋兩度土砂方御奉行様被遊御見分、^(中略)跋敷御普請被仰付得共、土砂留り兼いて、年々に川床高く相成、大坂通船を初め淀川縁り兩側の村々、猶又大坂川口入船、其外諸方の差支に相成可申と奉存、^(後略)

史料①は元文四（一七三九）年、史料②は天明八（一七八八）年に認められたものであるが、いずれも一読して明らかのように、土砂流出が一向に止まず、洪水の原因、水上交通の障害となっていることを指摘している。とりわけ史料①中の文言、「山川土砂築留被為仰付」云々は、本制度がいかに不徹底であったかを端的に表現しているのである。

(b) このように、本制度はその目的に対して、十分な成果を上げえなかったことを指摘できるのであるが、それは一体何故であろうか。土砂留の実効度という問題が、一にかかって当該段階の技術水準に規定されることは言うを俟たぬが、本制度のあり方、運用に則して、その問題点を探るならば、巡検レベルではその杜撰さが、普請については原則としての村方自普請が挙げられ、さらに本制度自体が当該地域農民の再生産条件と抵触する点の多かったことも、問題点として挙げられると思われる。これら諸点は、いずれも本制度の農民にとっての意味をも示すものであるが、以下一・二史料を提

示しつつ見てみよう。

まず、巡検の杜撰さという点については、市川義方著『圖解水理眞寶』の一節を掲げる。やや引用が長くなるが、本制度の巡検の様を具さに語るものとして興味深い。なお著者の市川義方は、明治前期二〇年に亘り、内務省土木局にあって治水問題をその職務とした人物である。

旧時の砂防工ハ流弊ありし邑老説

叟曰壯年の時、崩山の中を、予防を構ずる為に、之を跋涉すること屢あり、之に關係諸村の村老輩、旧時砂防掛官の風習を喃喃話す、(中略)當時山崩を憂ふこと(中略)嚴重なりと雖も、是ハこれ儀式的の事に過ぎずして、其実砂防工事ハ洵に寛にして、之れが工費としてハ手当として少許りの端錢を下賜あるのみにして(中略)、其得失を問ことなし、然れども之を督する官吏ハ、時として巡視することあり、其時ハ六七日以前に先布令を出して巡視の官員教と休泊所を定めらる、期に先達て村老里正ハ奔走して、村民中の富豪のもの宅を選んで休泊所となし、其期に至れば山海の美味を調べ、美酒佳肴珍膳を獻じて謹愼恭敬至らざる處なし、蓋し斯く恭敬を盡すハ、官吏の譴怒に触れて、刑に処せらるゝを恐れてなり、(中略)而して官吏ハ大喝声して曰、村役人共崩山に土砂留工事を作し置たるかと、里正村老謹て對て曰すらく、砂防工事を作したる簿記ハ是なりと拝し、跪き之を呈上す、(中略)官吏曰、然れば工場巡視すべしと、是に於て揚々として上官ハ轎に乗る、(中略)里正立止り、遙かなる山を指さして曰、工場ハ彼の山なり、官吏轎中より遠見して曰、善し、既に巡視終りて宿に帰る、而して饗応亦前件の如し、翌朝小冊子を出し、些少の錢を授与し、宿泊料を給するとて里正をして受取且証印を捺しむ(後略)

述べるところは明瞭であつて、第一章で見た日記記事、接待費負担等を思い起しつつこれを読む時、巡検の有様彷彿として興味深い。もちろん、この著者が、西欧の高水準工法を目のあたりにし、また実践する立場にあつた人物であつたことを考えれば、右記述にいささかの誇張のあることは十分予想され、また事実、第一章で示したように具体的処置の指示もなされたのであつたが、それにしても、役人巡検が右引用の域をさほど超えるものでなかつたとすれば、定期的巡検と

はいい条、その管理がはなはだ不十分なものに留ったことは推測に難くない。前項引用元文四年史料が、改めて土砂築留を懇望していたのも無理からぬところである。

(c) こうした杜撰な巡検＝管理不徹底に加え、本制度のより根本的な難点は、村方自普請をその原則としていたことであらう。第一章でも触れたように、この原則は当該地域農民に多大の負担を強いたのであって、しかもこの普請が、むしろ関係域農民にとってプラスとなることの少なかったこと（流出土砂の影響は中下流域において主に顕現する）を思えば、土砂留普請が彼等にとって強制された労働であり、棄避の対象であったことは十分予想されるところであって、先の『圖解水理眞寶』にあったがごとき響応も、かかる負担回避の一でだてに外ならぬと考えられるのである。なおこの点に關し、二つの史料を掲げておく。

① 一武庫川土砂留として、五年以前午年初て被仰付、松平遠江守様より、役人新井藤助様・山口四郎左衛門様上下十七人ツゝ度々山々谷々御見分之上、御普請所九拾八ヶ所被仰付、毎年三度宛御廻り被成、（中略）尤御賄代少々宛被下、共、大分人足方々費多御座、いて難儀仕、

② 乍恐御訴訟

阿部鉄丸殿領分
摂州豊嶋郡新稲村

庄屋
願人 四郎五郎

土砂留入用与唱、無筋銀割
掛草柴刈取差支出入

（外三名略）

相手
青木九重郎様御知行所
同国同郡平尾村

（外五ヶ村略）

一右六ヶ村并当村共都合七ヶ村百姓共立入草柴刈取来り、法恩寺松尾山之儀、（中略）去ル巳年、右山内凡所土砂留御普請所ニ被

仰付いニ付、則七ヶ村百姓共罷出普請仕罷有い、同十一月六ヶ村役人共土砂方入用銀壹六百目余、此割式百貳拾九匁余、翌午年同百六匁余、当村江割掛いニ付、多分之入用相掛リ、困窮之百姓共難渋仕、其外取計方疑敷奉存いニ付、段々聞合セ帳面相改い処、不都合成付掛ヶ仕、別而庄屋年寄共酒肴飯代敷口付出シ甚紛敷義御座いニ付、(中略)割方相改い様申談い得共承知不仕、(中略)何卒右無筋入用銀割掛ヶ義御糺被成下、一村切ニ取計い様、被為仰付被下いハ、難有可奉存い(後略)

史料①は、享保一五(一七三〇)年の摂津国有馬郡生瀬村「高反別差出帳」の一節である。⑥ 夥しい普請箇所を設定され、かつ頻繁なる巡検に難渋している様が記されている。また史料②は、文化九(一八一二年)大坂町奉行所に提出された願書の一部であるが、本制度実施に伴なう負担は、このように場合によっては村間の問題に転嫁され、争論に至ることも少なくなかったのである。

以上瞥見したごとく、本制度は巡検、普請形態のいずれにおいても、その実効度に関わる難点を持っていたのであったが、問題はなおそれらに留まらず、関係地域農民の生産・生活に直接抵触する点をも内在していたことである。次の二史料より、この点を指摘してみよう。史料①は、右引用史料②に続く一節であり、史料②は、文化一〇(一八一三年)大坂町奉行所宛河内郡山方一〇ヶ村による願書の一部である。⑧

(文化六)

① 一右草山巳年二月始而御見分被為成、則百姓共手入仕い場所入御覧いニ付、山内草柴刈取い儀、御伺申上い迄当方見合セ可然段申談い而、一流差留置い(中略)、右草柴刈取差留い而者、村役人共三者銘銘持山も有之い得共、小百姓共耕牛養ひ田畑肥草等無之耕作差支ニ相成、別而当村之義者山裾ニ付、猪鹿罷出作物相荒シ致難渋いニ付、(中略)此上草柴生茂りい而者耕作難相成い(後略)

略)

(普欠之)

② 一此度従御公儀様撰河土砂留場所山方一同ニ、於其村々已来ハ御請所ニ無之場所も一円ニ山内之諸木拔伐之儀ハ不及申、下草ニ至迄其度毎ニ御願申上請差図可奉御旨為仰出い御趣、御召之上被為仰付奉畏い得共、(中略)別テ当郡之儀ハ百姓農間ニ山稼渡世ニ仕、下草之儀ハ肥手牛馬之飼場□仕いニ付、時々刈取之儀ニ得ハ、別テ身薄之百姓共一同難渋仕い(後略)

前者は、土砂留管理に伴なう村方の自主規制が齎した弊害を、また後者は土砂留管理強化による不都合を述べたものであって、いずれも、本制度と農民の生産、生活との矛盾を指摘している。右二史料は時期的には後期に属するが、かかる状況が一貫して存在したことに間違いはなく、本制度は、人足賦課・接待費負担に留まらず、当該地域農民の生産、生活全体に抵触する面を持ち、それがまた、ひいては本制度の実効上の難点ともなっていたと思われるのである。

(d) 以上、幾つかの史料を示しつつ、本制度の実効状況、およびその問題点について述べたのであるが、なおこうした点に関連して、指摘しておかねばならぬことがある。それは、本制度の右のごとき難点の克服と、より効果的な砂防実施についての提言が、実は庶民の側からなされていたということである。たとえば、前掲元文四（一七三九）年当時の土砂流出状況を記した史料は、それに続けて、具体的普請箇所を絵図面にて示し、さらに入用銀についても、川浚代を含め、河、伊賀、近江、および宇治川、木津川、淀川筋両側村々より村高を基準に徴収し、あるいは大坂、淀、伏見等通行の船積荷物・旅人から駄口銭を徴収することによって、それに宛てるべきことを提言している。^⑨

また天明八（一七八八）年、同じく淀川への土砂堆積を憂えた、河内国交野郡出身大坂道修町住吉田屋藤七は、普請方法、普請方下役の人選、巡検費節減とその普請費への振替、等々の具体的方策を大坂町奉行に献言している。^⑩ ちなみにこの中で、小百姓成り立ち問題について述べる部分を掲げてみよう。

一山々の下蒨・下かき彼為遊御差止めはゞ、小百姓小かせぎを以て渡世助力に仕いもの共、当分難儀之筋も御座いと奉存い、
 （中略）御普請相初いはば、右小百姓を御普請方に遣ひ、相応の日雇賃銀を遣し申しば、是迄山かせぎにて渡世仕付同様相
 成、格別差支の義御座有間敷と奉存い

つまり、土砂留と小百姓成り立ちとの矛盾は、彼等を土砂留普請人足として雇傭することによって解決可能と提言しているのである。

先に見たように、土砂留場を抱える村々にあっては、本制度は、主として負担を強い、生産・生活を阻害するものとし

であったが、その流出土砂が、同じく中下流域の庶民生活を脅かすものであってみれば、右のごとき建設的具体策が彼等の内より生じることまた必然であった。しかし、先の『圖解水理眞寶』記事が端的に語っていたように、かかる諸提案が本制度に抜本的に取り入れられた形跡はなく、したがって、本土砂留管理制度は、取り得べき範囲においてさえ、その最善のコースを辿ったとは、決して評価できないのである。

二 土砂留役人と農民

前節では、本制度の本来的目的との関係において若干の整理を試みたのであるが、本節ではやや角度を変え、幕藩制的秩序に関わる点から、本制度の意味を考えておきたい。

(a) さて、前節で述べたごとく、この土砂留管理制度は、関係地域農民の生産・生活面に新しい事態をもたらしたのであったが、本制度の開始は、別の角度から見ても、彼等にとって新たな状況の到来であった。すなわち、第一章、第二章で見たような、他藩家中の侍との恒常的接触という事態がそれである。当該地域の特色としての錯綜した入組支配、領主の頻繁なる交替、ないしは町奉行所との交渉等々を考慮するならば、農民達の感覚次元においてさほどの異和感があつたとは思われないが、従来の幕藩の縦の関係では処理できず、個別領主支配の枠でも捉え切れない、かかる他藩家中役人の巡検は、やはり農民達にとって新たな状況の到来と言わざるを得ないであろう。

このことを一層浮彫りにするために、貞享元年以前における土砂留管理に関する史料を一つ掲げておく。^①

山城・大和・伊賀三ヶ国之山々木之根掘いニ付、洪水之節、淀川・大和川へ砂押流埋れ間、向後不掘木様、其上以連々植苗木の様ニ急度可被相触之者也

万治三子

三月十四日

(稲葉正則)
美濃
(阿部忠秋)
豊後
(松平信綱)
伊豆

水野石見殿
（忠貞）

五味備前殿
（忠直）

中坊美作殿
（時祐）

右之通從御老中申来い間、藤堂大学頭殿領分村々堅可被申付い、砂山ニ松其外苗木年々ニ植い様ニ急度被申付尤ニい、以上

子

四月十九日

中美作守

藤堂大学頭殿

家老衆中

此本紙（伊賀城代藤堂栄次）栄次女殿へ相渡ス

本史料は、つとに『明治以前日本土木史』等が触れ、また前掲塚本論文にも引用された、近世土砂留管理に関する初の幕府通達であつて、水野忠貞等の上方奉行衆に宛てた老中触を、宛所の一人奈良奉行中坊時祐が添書を付け、藤堂藩家老中に通達したものである。なお省略したが、藤堂藩家老中による藩内役人等宛書状が、これに続いている。

右史料は、貞享元年開始の土砂留管理制度を幕藩制的支配方式に位置付けるに際しても重要なものであるが、それについては稿を改め述べることとし、とりあえず行論の關係で興味深いのは、後段中坊時祐添書に「藤堂大学頭殿領分村々堅可被申付い」とある点である。つまり、ここでは土砂留管理区域が藤堂氏の領内に限定されている。前述したように、この藤堂氏は、後に土砂留管理担当大名として大和、山城内七郡を分担するのであるが、この段階では、個別領主として、自領域内についての砂防を命じられているに過ぎないのである。塚本論文も指摘するごとく、内容からしてこの触は、上方奉行衆を通じて關係地域領知の各領主・代官に通達されたと考えて間違ひなく、とすれば、本史料は、貞享元年以後とは異なる土砂留管理のあり様を、したがってまた土砂留管理制度の特質を明示するものといえよう。なぜならば、ここでは、農民達にとって、他の問題と同様に砂防問題も、直接的には自領主との關係においてのみあったことが示されている

のだから。

このように、貞享元年に開始された土砂留管理制度は、その本来的目的に関わる位置とは別に、それが、当該地域農民の多くをして、他藩家中の侍と日常的に接触せしめるという新状況を齎したという意味においても、農民生活上、一つの画期となるものであった。

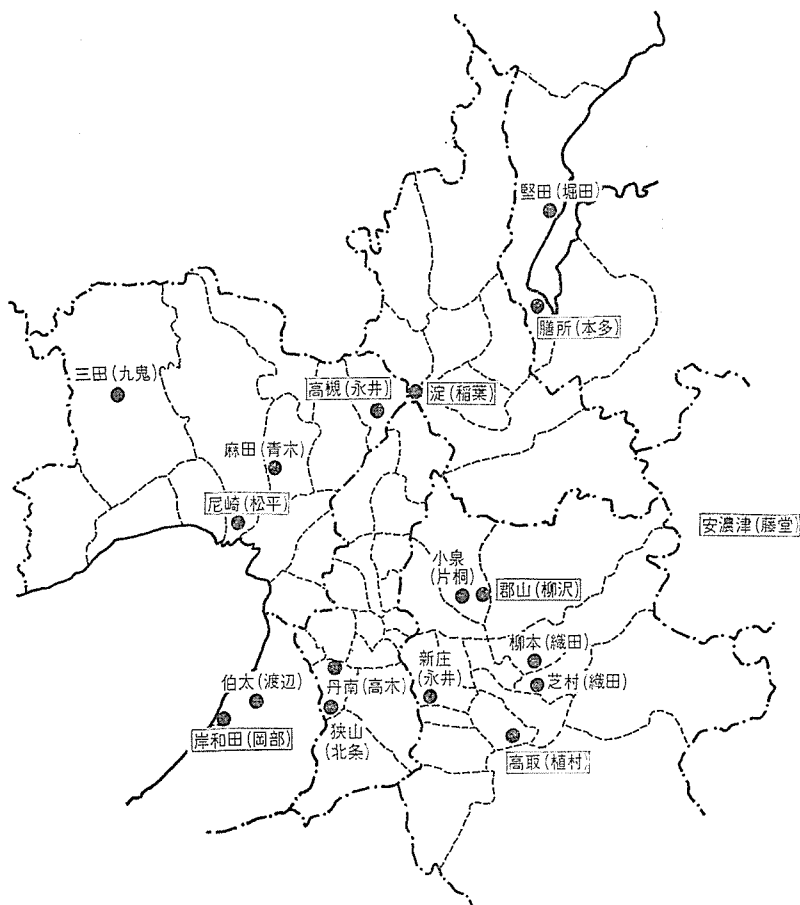
(b) 本制度の農民にとっての意味については、本稿の範囲内においては、とりあえず前節および前項の指摘に留めるが、当該地域が研究史上、「非領国」と称される地帯であったことと関連して、最後に、この制度が従来の非領国論に対して提起するところの問題について、若干触れておきたい。

さて、本制度が対象とした地域については、著名な安岡重明氏の「非領国」論があり、またそれに対する八木哲浩氏の批判^③、およびそれらを踏えた藪田貫氏の論稿^④などがある。雑駁な整理が許されるならば、当該地域大名領主権の脆弱性に安岡説の一大ポイントがあるのに対し、八木氏の場合、幕府領国といった把握に特徴がある。そして藪田氏は、両者の対象期の差異等を指摘した上で、歴史段階と分析視角に留意しつつ問題の整理に取組んでいるといえようか。

こうした研究史に対し、私は独自のプランを持っているわけではないが、本稿で取上げた土砂留管理制度に則して考えるならば、かかる議論に対し一つの視角を提示することは可能と思われる。すなわち、畿内・近国大名の当該地域の全体的統治に果す積極的役割という視角である。前述したように、本制度にあつては、当初一一名の大名が選定され、中期以後は、高槻、岸和田、尼崎、淀、膳所、郡山、高取、安濃津の八大名がその任に当たったのであつたから、関係地域領主の総てがそのような役割を担ったわけではないが、少なくとも右大名は、実効度合は別として、当該地域統治という点で、明らかに個別領主とは異なる次元の役割を果したのである(図3参照)。

彼等の位置をいかに把握するかについては、一層の検討を要するが、従来の「非領国」論が、幕府、ないしはその出先機関としての京都・大坂町奉行所、個別領主といった三つの構成要素において問題の処理を計ろうとしていたことを思う

〈図3〉 関係地域大名配置図（文化5年頃）



□印 土砂留管理担当大名

ならば、かかる特定大名群の当該地域統治に果す独自の、積極的な役割への着目は、議論を一步進める上での一視角であると思われる、その点においても本制度は重視すべきものと考えるのである。

以上二節に亘り、土砂留管理制度の位置を農民との関係において指摘し、あわせて「非領国」論についても言及した。本制度の開始は、当該地域農民に対して普請工事、巡検役人接待等の負担、生業への阻害等、生産・生活面において、新たな状況を齎らすもので

あったとともに、それ以前にはなかった他藩家中役人との在村しながらの恒常的接触という事態を招来せしめたという点でも、一つの画期をなすものであった。そして、本制度はその内包する各種の難点によって、十分目的に対して成果を上げえなかったが、当該地域統治のあり方という点からすれば、従来とは異なる方式の提示とみなしうるものであったのである。

- ① 『大阪市史』第五、二六〇頁。
- ② 史料①は、『御奉行様』宛「乍恐書付ヲ以言上」（『枚方市史』第八卷、四一三～四一六頁）より。史料②は、大坂道修町吉田屋藤七による『御奉行様』宛「乍恐書付を以奉申上ル」（『明治以前日本土木史』二二四～二二六頁）より。
- ③ 『圖解水理眞寶』（国立国会図書館架蔵）巻之下。
- ④ 一八七三（明治六）年、オランダの河川工事技術者デレーケが来日、砂防に關してもオランダ砂防工法を指導した。
- ⑤ 第一章第二節参照。
- ⑥ 『西宮市史』第五卷、一六頁。
- ⑦ 『箕面市史』史料編三、三三五～三四〇頁。
- ⑧ 『枚岡市史』第四卷、三七一～三七二頁。
- ⑨ 注②を見よ。
- ⑩ 同右。
- ⑪ 「津藩万扣同寛」（伊賀上野市立図書館架蔵）。なお、京大文学部朝尾研究室写真版を利用した。
- ⑫ 『日本封建經濟政策史論—經濟統制と幕藩体制—』（大阪大学經濟学部社会經濟研究室、一九五九年）、「非領国について」（『同志社商學』第一五卷第二号、一九六三年）。
- ⑬ 「大阪周辺の所領配置について」（『日本歴史』第三三一号、一九六七年）など。
- ⑭ 「近世畿内所領構成の特質—『畿内非領国』論の意義と課題にふれて—」（『ヒストリア』第七三号、一九七六年）、「『摂河支配国』論—日本近世における地域と構成—」（脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』所収、御茶の水書房、一九八〇年）。

おわりに

近世農民は村にあって一体どの程度侍と接触するか、という素朴な疑問に端を発し、そこで摘出した土砂留役人の廻村をテーマに検討を進めた。明らかにした問題はそれぞれの箇所ですべて述べたゆえ、ここでは繰り返さない。不十分な点も目につくが、^①さしあたり農民の馴染み深さに比して、研究対象となることの少なかった土砂留役人、土砂留管理制度について

幾分かはそのギャップを埋めることができたのではないかと考えている。

最後に、本稿では、本制度における構成要素の一つとしてあった京都、大坂町奉行に関して、全く触れていないことについて、一言お断りしておく。すなわち、すでに先学の指摘にもあるように、本制度の構造には、実は京、大坂の町奉行所が深く関係しており、この分析抜きに制度的特質を論じることができないのである。ただ、本稿では紙数の関係もあって、この問題は一切捨象し、テーマを担当大名と農民との関係に絞らざるを得なかった。右論点については改めて検討する所存であるゆえ、この点御諒解戴ければ幸いである。

① たとえば、一・二の史料より、土砂留役人の業務として山年貢、国役高調査のあったことが窺われるが（『箕面市史』史料編三、三三三）

頁、『校方市史』第七卷、二九五～二九六頁、この点については全く分析できなかった、など。

付記 本稿は、一九七九年度文部省内地研修（京都大学文学部、研究テーマ「近世庄屋日記の研究」）に際しての研究成果の一部である。その折御指導戴いた岸俊男、朝尾直弘、大山喬平の諸先生、および多大の御迷惑をお掛けした、篠崎勝先生を始めとする愛媛大学法文学部史学教室の諸先生に対し、末筆ながら改めて御礼申上げる。

また、本稿作成に当っては、日本史研究会近世史部会諸兄師より、部会報告（一九八〇・二・一八）その他の機会を通して、多くの有益な助言・示唆を得た。ここに合せて謝意を表する次第である。

（京都府立大学文学部助教授

The Officials of *Doshadome* 土砂留, the Prevention
of Landslide and the Peasants in the Valleys
of the *Yodo* 淀川 and the *Yamato* 大和川

by

Kunihiko Mizumoto

A new system was founded by order of the *Shogunate* in the first year of *Jōkyō* 貞享 (1684) so as to prevent the landslide in the valleys of the *Yodo*, the *Yamato* and their branches.

In this institution eleven *daimyōs* nearby were appointed to the directors. Forty one counties in the *Yamashiro* 山城 and the other four countries were left to them one by one. The officials under the *daimyōs*, who were called as bailiffs or officials of *Doshadome*, regularly patrolled the county under their charge and preserved the banks. Under this system many villages received the officials of *daimyōs* other than their own lords. So they had constant contacts with the officials of other provinces.

Such situation made an epoch in the history of rural life in those countries, with *Murakata-jifushin* 村方自普請, the construction work by the village itself in principle, with the reception for coming officials and with the obstruction to the farming by the prohibition of weeding.

Chê-na 折納 of *Liang-shui* 兩稅 in *Sung* 宋 Period

by

Kazuyasu Shimasue

Many respects remain to be explained as to how the method of tax collection in *Liang-shui-fa* 兩稅法 of *Sung* Period, which tends to be the payment in kind as compared with that of *T'ang* 唐 Period, was realized.

This article clarifies that the aim of *Chê-na*, substitutional payment